

令和7年度「半導体オンデマンド講座受講促進事業」実施要領

(趣旨)

第1条 宮城県（以下「県」という。）は、半導体人材の育成に寄与する取組の一環として、関連団体等が制作し、インターネット上で配信している半導体学習のための動画コンテンツ（以下「半導体オンデマンド講座」という。）の受講を促進するため、予算の範囲内において、知事が指定する講座の修了者に対するデジタル技術を活用した報奨制度を創設するものとし、その運用については、令和7年度「みやぎポイント」事業実施要領（令和7年3月7日施行。以下「ポイント要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要領において「デジタル身分証アプリ」及び「ポイント」とは、それぞれポイント要領2（2）に規定するスマートフォン用アプリケーションプログラム及び地域ポイントをいう。
- 2 この要領において「修了証」とは、半導体オンデマンド講座の配信団体等が、受講者に対し発行する当該講座の修了を証明する書類をいう。
- 3 この要領において「対象学生等」とは、次の各号のいずれかに該当する者で、令和8年4月1日時点で満16歳以上である者をいう。
- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は第134条に規定する各種学校に在学する生徒及び学生
 - （2）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設及び同法第24条第1項に基づく認定を受けた事業主等が設置する職業訓練施設において、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める長期間の訓練課程を受ける訓練生

(対象者)

- 第3条 知事は、別表に定める半導体オンデマンド講座を修了した者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「対象者」という。）から申請があった場合、デジタル身分証アプリにより、同表に規定する数量のポイントが付与するものとする。
- （1）県内に住所を有すること
 - （2）令和8年4月1日時点で満16歳以上であること
 - （3）デジタル身分証アプリの利用が可能なスマートフォンを保有していること
 - （4）修了証の発行年月日が令和7年4月1日以降であること

(ポイントの付与申請)

- 第4条 ポイントの付与申請は、次に掲げる書類データを添付の上、デジタル身分証アプリにより行うものとする。
- （1）修了証
 - （2）請求書及び請求内訳明細書
 - （3）領収書

(4) 生徒手帳、学生証又は在学証明書など、対象者が対象学生等に該当することを証明する書類(対象学生等に限る。)

- 2 申請は、対象者本人が行うものとする。
- 3 申請期間は、この要領の施行日から令和8年1月31日までとする。ただし、ポイント申請の累計額が本事業に係る予算額に達した場合は、この限りでない。

(審査及びポイントの付与)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、適正と認められる場合、別表の規定に基づきポイントの付与を行うものとする。なお、1人当たりのポイント付与上限額は設けないものとする。

- 2 知事は、前項に規定するポイントの付与を行ったときは、デジタル身分証アプリにより、速やかに申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、申請内容に不備がある場合等、必要と認める場合には、申請者に対して補正を求めることができる。
- 4 知事は、不正の手段による申請が認められた場合は、当該申請を却下又はポイント付与の決定を取り消すことができる。
- 5 前条の規定による申請が到達してから当該申請に係るポイントの付与までに通常要すべき標準的な期間は14日間とする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、ポイントの付与等に係る必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月3日から施行する